

池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書

1 業務名

池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

2 業務の目的

本業務は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、本町の温室効果ガス排出量の現況推計や削減目標の設定、目標達成のための対策・施策の立案を行い温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的な施策を推進するために、池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 15 日まで

4 業務内容

本業務は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル（本編・算定手法編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などに基づき適切な方法で本計画を作成するとともに、国・長野県、本町の行政運営において関連のある計画との整合性を図ること。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえた計画を作成すること。

(1) 基本的事項の整理・現状分析

計画策定に必要となる地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理し、本町の自然・経済・社会的な観点から地域特性を捉え、脱炭素社会実現に向けて解決すべき課題を整理する。また、本町における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行い、課題等について現状分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来における温室効果ガス排出量について推計を行う。

なお、推計にあたっては、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関し、複数のパターンについて推計を行う。

(3) 再生可能エネルギーの導入目標作成

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごと整理する。

(4) 意識・ヒアリング調査の実施及び分析

本町の地球温暖化防止の行動や再生可能エネルギー普及における現状の町民・事業所の意識を把握するため、意識調査やヒアリング調査を実施し、調査結果を分析する。

(5) 計画と目標の検討及び目標達成のための対策・施策検討

① 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本町の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素シナリオと将来ビジョンを作成する。

また、将来的な社会インフラや人口動態の変化、脱炭素施策による経済的・社会的課題などを総合的に考慮した対策を検討する。

② 再生可能エネルギーの導入目標の作成

温室効果ガスの将来推計を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標の設定にあたっては、本町の再生可能エネルギーの賦存量や潜在性を考慮し、種別ごとに導入目標の設定と、現状に対する温室効果ガスの削減効果を再生可能エネルギーの種別ごとに検証する。

なお、導入目標は2050年を最終年度とし、中期目標(2030年)を合わせて設定する。

(6) 政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

再生可能エネルギーの導入目標及び地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正・適地の概略検討を行うとともに、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討及び事業化の提案を行う。

(7) 打合せ・協議

打合せ・協議は、業務着手時、中間、業務完了時のほか、必要に応じて実施する。実施方式は、対面・WEB会議等により行い、議事録を受託者において作成する。

(8) 会議等の運営支援

受託者は業務全体の進行管理、情報整理、確認のための打合せ・協議等を適宜行う。また、庁内検討委員会、協議会等の会議資料の作成及び印刷を行うほか、会議に出席して必要に応じ説明及び質疑に対する応答をする。

(9) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書素案の作成

前項までの結果をとりまとめ、池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書素案を作成する。また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。なお、計画書及び概要版には写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。

5 管理技術者及び主任技術者

受託者は、本業務の実施にあたり管理技術者及び主任技術者を配置すること（兼務不可）。

なお、技術者は、地方公共団体実行計画（域施策編）の策定及び改定業務、または類似業務について関わった実績を有する者とする。

6 成果品

(1) 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

① 業務報告書 A4版縦サイズ 2部

ア 池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（カラー）

イ 池田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（カラー）

ウ 本計画作成に係る関連資料、議事録、その他資料

② 上記データを格納した電子データ（PDF 及び Microsoft Office データ）
CD-R または DVD-R 2枚

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。

(3) 納入される成果品に受託者または第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担と使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 受託者は、成果品提出時に発注者の検査を受け、訂正を指示された時は速やかにこれを処理しなければならない。

7 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成して発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、必要に応じて町と打ち合わせを行い、業務を進めること。また、業務の進捗状況等、町の求めに応じて本業務に係る情報を提供すること。

(3) 委託料の支払いは、精算払いにより支払うものとし、成果品を納品し、本町の検査合格後、受託者が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。

(5) 受注者は、個人情報保護の重要性を十分認識し、本業務の実施により知り得た個人情報については、池田町個人情報保護条例等関係法令に基づき、情報の厳格な管理及び適切な運用を行うこと。

また、本業務が完了した後においても同様とする。

- (6) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (7) 受注者の責に帰すべき理由により、本町または第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (8) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た時は、この限りではない。
- (9) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は双方協議のうえ定めるものとする。
- (10) 本業務は、環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解したうえで、補助金の交付規定等を遵守し業務を実施すること。